

報告第 19 号

令和 5 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 太田 寛

健 全 化 判 断 比 率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (11.94)	- (16.94)	8.3 (25.0)	- (350.0)

備 考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率
又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

報告第 20 号

令和 5 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金
不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 太田 寛

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市産業団地造成事業特別会計	－	60 千円

備 考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 4 号
の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 21 号

令和 5 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 太田 寛

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市有明荘特別会計	—	77,455 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 3 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 22 号

令和 5 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業
会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第
94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報
告する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 太田 寛

資 金 不 足 比 率

会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
安曇野市水道事業会計	—	1,785,681 千円
安曇野市下水道事業会計	—	1,703,289 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号
の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第23号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金烏川2666番地1先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月27日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和6年4月9日、安曇野市堀金烏川2666番地1先交差点において、公用車を運転していた際に前方に停止していた相手車両に衝突した物損事故。

3 和解の内容

本件事故の原因は、安曇野市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として75,394円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。